

社会医療法人財団 池友会
福岡和白病院
指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

令和7年7月1日

1. 事業の目的と運営方針

心身機能・活動・参加の低下がある方に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、適正な指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院
指定番号	訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ 4010210310
所在地	福岡市東区和白丘2-2-75
管理者氏名	蒲池 浩文
電話番号	092-608-0001
サービスを提供する地域	福岡市東区、糟屋郡新宮町、古賀市
営業日	月曜日～金曜日（祝日）
営業時間	8時30分～17時00分（リハビリ提供時間16時40分まで）

(2) 職員体制

	資格	常勤専従	常勤専任
管理者	病院長		1名
従事者	医師		1名
	理学療法士		1名
	作業療法士		3名
	言語聴覚士		1名

(3) 職務内容

管理者(病院長)

従事者及び、業務の管理を一元的に行います。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

利用者様の状況に応じ、介護保険または、医療保険の双方で対応致します。

利用者様の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するためのリハビリテーションを行います。

3. サービス内容

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション

- ① 病状、障害の観察（血圧・体温・脈拍・SPO2 測定、体調の確認など）
- ② 生活環境への適応（自宅・自宅周辺で必要動作の反復訓練など）
- ③ 廃用症候群の予防（運動不足による、身体機能の低下の予防など）
- ④ 身体機能の維持・回復（関節可動域訓練・筋力増強・リラクゼーションなど）
- ⑤ 基本動作能力の維持・回復（寝返り・起き上がり、起立訓練など）
- ⑥ 日常生活活動の維持・回復（食事・整容・排泄・更衣・入浴 訓練）
- ⑦ 対人・社会交流の維持・拡大（閉じこもり防止など）

- ⑧ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑨ 日常生活の自立に向けての指導（生活上の動作指導）
- ⑩ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

4. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問職員に対する贈り物や飲食物はお受けできません。
- ② 利用者様の都合により訪問リハビリの派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事務所にご連絡下さい。
- ③ 非常災害により、訪問リハビリの派遣が困難となる場合もございます。前日、または当日の朝に連絡をしますので、ご了承ください。

5. 緊急時の対応

利用者様の病状に急変が生じた場合、訪問し必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとるなどの措置をとります。

6. 事故発生時の対応

訪問リハビリの提供により事故が発生した場合には、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様及び、ご家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさず、従業者である期間及び、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約としています。但し、事業所がサービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いることの同意をお願い致します。利用者様及びご家族に関する個人情報については、個人情報保護に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

8. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための情報管理規程や個人情報保護規定を作成し、職員教育を行います。

9. 高齢者虐待・ハラスメント・身体的拘束について

当事業所はいかなる状況での虐待・ハラスメントを容認しません。虐待やハラスメントを防止するための体制を整備し、利用者の権利を擁護するとともに利用者が適切にサービスを利用できるよう支援致します。虐待やハラスメントに関する相談受付担当を設置し、職員だけでなく利用者様及びそのご家族等からの相談も受け付け、報告があった場合は迅速に対応致します。また、職員に対しては、定期的な研修等を実施し発生防止に努めます。虐待やハラスメントの事実が判明した場合、または、職員が発見した場合も関係各所へ迅速に報告し、再発防止に努めます。また、利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、自由を制限するような身体的拘束等は決して行いません。

《虐待・ハラスメント相談受付担当》

社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院	サービス提供責任者	092-608-0001
---------------------	-----------	--------------

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院	サービス提供責任者	092-608-0001
福岡県国民健康保険連合会		092-642-7859
市町村介護保険相談窓口	東区役所	092-645-1069
福岡県介護保険広域連合		092-643-7055

11. 損害賠償責任保険

保 険 会 社	株式会社 損害保険ジャパン 日本興亜
保 険 内 容	医師賠償責任保険

※ 但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意または過失が存在する場合に限られます。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることになります。

12. 利用料金について

(1) 基本料金

【介護保険利用者】

訪問リハビリテーション費 1回：308単位

介護予防訪問リハビリテーション費 1回：298単位

《訪問リハビリテーション費》

時 間	20分 (1回)	40分 (2回)	60分 (3回)
単 位	308単位	616単位	924単位
料 金	3,249円	6,498円	9,748円

《介護予防訪問リハビリテーション費》

時 間	20分 (1回)	40分 (2回)	60分 (3回)
単 位	298単位	596単位	894単位
料 金	3,143円	6,287円	9,431円

※ 料金は1単位の単価を10.55円として計算した額(小数点以下切り捨て)です。

※ 6回/週が限度(但し、退院・退所の日から起算して3ヵ月以内の利用者は医師の指示に基づき週12回まで可能)。

※ 事業所医師がリハビリテーション計画作成に係る診療を行わなかった場合：50単位/回減算

※ 介護予防訪問リハビリテーションにおいて利用開始日の属する月から12月を経過した場合：30単位/回減算(但し、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催した場合は減算なし)

【加算】

<指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション>

1. サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位/回 加算(63円)

2. 短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日 加算(2,110円)

退院(所)日又は認定日から起算して3月以内(週2回以上、1回20分以上行った場合のみ)

<指定訪問リハビリテーション>

3. リハビリテーションマネジメント加算 イ^{※※} 180単位/月 加算(1,899円)

4. リハビリテーションマネジメント加算 ロ^{※※} 213単位/月 加算(2,247円)

※※医師により説明し利用者の同意が得られた場合 270単位/月 加算(2,848円)

5. 移行支援加算 17単位/日 加算(179円)

6. 退院時共同指導加算 600単位/回 加算(6,330円)

(退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後、初回の訪問リハビリテーションを行った場合、退院につき1回に限り所定点数に加算)

7. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日 加算(2,532円)

(認知症であると医師が判断しリハビリテーションにより生活機能改善が見込まれる場合、1週に2日を限度として加算)

(2) その他料金

・日常生活に必要な物品は実費負担とします。

年 月 日

訪問リハビリテーションサービスの開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し
交付しました。

《事業所》

事業所所在地 福岡市東区和白丘 2-2-75

事業所名 社会医療法人財団 池友会 福岡和白病院
(指定番号 4010210310)

管理者名 蒲池 浩文 印

説明者 印

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーションサービスについて重要事項の説明を受けました。

《利用者》

住 所

氏 名 印

《利用者代理人（選任した場合）》

住 所

氏 名 印（続柄 ）